

2024.04.01 改正



櫻灯会
outokai

重要事項説明書

様

社会福祉法人 櫻灯会

グループホーム あかり

グループホーム あかり 重要事項説明書

<令和6年4月現在>

この重要事項説明書は、指定地域密着型サービスの事業の人員設備運営に関する基準第108条で準用する第9条に基づき、文章を交付し、説明を行うものです。

当事業所は、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者・事業所の概要

(1) 事業者・事業所の名称・所在地等

事業者名	社会福祉法人 櫻灯会
事業所名	グループホーム あかり
事業所所在地	東京都世田谷区千歳台3丁目26番15号
指定サービス種別	認知症対応型共同生活介護（含む介護予防）
定員	18名
電話番号	03-6411-2301
FAX番号	03-5429-1212
指定番号	第1391200266号
指定日	平成22年1月1日
第三者評価実施状況	実施日：令和2年12月19日
	評価機関：特定非営利活動法人 NPO 評価機構
	評価結果開示状況 東京福祉ナビゲーションに掲載

(2) 事業所の職員体制

職員	代表者	1名
	管理者	1名
	介護支援専門員	1名
	計画作成担当者	2名（内1名は介護支援専門員が兼務）
	介護職員	16名程度

(3) 事業所の設備の概要

建物構造	木造 2 階建
敷地面積	537.05 m ²
建築面積	375.78 m ²
延べ面積	678.18 m ²
個 室	18 室
浴 室	2 ヶ所 (1 階)
トイレ	各階 4 ヶ所
食 堂	2 ヶ所 (1 階)
介護職員室	1 ヶ所 (1 階)

2. 入居の居室について

(1) 事業所の居室は、個室となります。

(2) 入居後、入居からの個室変更の希望があった場合は、個室の空き状況等やその他の状況を勘案して、その可否を決定します。また、入居者の心身の状況等により個室を変更する場合があります。なお、その際には、入居者やご家族等にご連絡のうえ決定するものとします。

3. 利用料金

(1) 介護給付によるサービス（基本的なサービス費）日額

状態区分	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
要支援 2	817 円	1,633 円	2,450 円
要介護 1	821 円	1,642 円	2,643 円
要介護 2	859 円	1,718 円	2,577 円
要介護 3	885 円	1,770 円	2,655 円
要介護 4	903 円	1,805 円	2,708 円
要介護 5	921 円	1,842 円	2,763 円

(2) その他介護給付サービス加算

加算項目	1割負担額	2割負担額	3割負担額	加算条件	適用
初期加算	33 円/回	66 円/回	99 円/回	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合30日を限度として加算。	○
医療連携体制加算(Ⅰ)1	63 円/日	125 円/日	187 円/日	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置。	-
医療連携体制加算(Ⅰ)2	43 円/日	85 円/日	128 円/日	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置。	-
医療連携体制加算(Ⅰ)3	43 円/日	85 円/日	128 円/日	事業所の職員として、又は病院、診療所等との連携により、看護師を1名以上確保。	○
医療連携体制加算(Ⅱ)	6 円/日	11 円/日	17 円/日	医療的ケアが必要な状態の者が1人以上であること。	-
退居時相談援助加算	436 円/回	872 円/回	1,308 円/回	利用者1人につき1回を限度。	○
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4 円/日	7 円/日	10 円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方、1人1日当たりに加算。	○
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24 円/日	48 円/日	72 円/日	介護福祉士70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	-
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20 円/日	40 円/日	59 円/日	介護職員の60/100以上が介護福祉士であること。	-
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7 円/日	13 円/日	20 円/日	以下のいずれかに該当する。 介護職員の50/100以上が介護福祉士。常勤職員75/100以上。勤続7年以上30/100以上。	○
若年性認知症利用者受入加算	131 円/日	262 円/日	393 円/日	65歳の誕生日の前々日までの利用者様が対象。	○
看取り介護加算	79 円/日 157 円/日 742 円/日 1,396 円/日	157 円/日 314 円/日 1,483 円/日 2,791 円/日	236 円/日 471 円/日 2,224 円/日 4,186 円/日	死亡日以前31~45日 死亡日以前4~30日 死亡日以前2又は3日 死亡日 医師が回復の見込みがないと判断した者に対し、職員、看護師等が協力し、随時介護が行われていること。医療連携体制加算を算定していること。	○
口腔衛生管理体制加算	33 円/月	66 円/月	99 円/月	口腔ケアに係る技術的助言及び指導を訪問歯科より受けること。	○
栄養管理体制加算	33 円/月	66 円/月	99 円/月	管理栄養士が栄養ケアに係る技術的助言及び指導を行うこと。	○
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22 円/6ヵ月	44 円/6ヵ月	65 円/6ヵ月	口腔の健康状態のスクリーニング(検査)及び栄養状態のスクリーニングを行うこと。	○
科学的介護推進体制加算	44 円/月	87 円/月	131 円/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的	○

(3) その他の介護給付サービス加算

【令和6年5月まで適用】

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(11.1%)を乗じた単位数で算定。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(3.1%)を乗じた単位数で算定。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(2.3%)を乗じた単位数で算定。

介護職員等ベースアップ等支援加算

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(2.3%)を乗じた単位数で算定。

【令和6年6月より改定】

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(18.6%)を乗じた単位数で算定。

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(17.8%)を乗じた単位数で算定。

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(15.5%)を乗じた単位数で算定。

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

上記(1)(2)から算出された単位数にサービス加算率(12.5%)を乗じた単位数で算定。

※上記(1)(2)(3)の介護給付サービス金額には地域区分(特別区)適用率10.90を乗じています。また、職員の配置状況により、算定される加算が変更になる場合があります。

(4) 介護保険の 給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

① 家賃

月額 95,000円

② 食材料費

1日あたり 1,000円

③ 水光熱費

月額 20,000円

④ 管理共益費

月額 20,000円

⑤ その他の料金（一例）

レクリエーション等	材料費他実費相当
行政手続き代行等	交通費等実費相当
退去時費用	下記の第5項に示します。

⑥ 預り金管理料 100 円/日

原則、利用者自らが現金の保管及び管理をする事としますが、利用者の心身の状況や家族の事情等により、管理することが困難な場合において依頼に基づき現金を預かります。

4. 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

- (1) 前項（1）、（2）、（3）、（4）①～④の利用料金は、1ヶ月ごとに計算して明細を付けて請求し、27日にご利用者が指定する預金口座からの自動引落によるお支払いとします。
- (2) 預金口座自動引落の手数料は、ご利用者負担となります。

5. 退去時費用(契約書第10条、第12条参照)

- (1) 契約書第10条第1項に示す退去希望日の1ヶ月前に申し出を行った場合は、退去月の利用料金の内、家賃と管理共益費は一ヶ月分全額、食材料費、水道光熱費は、退去日までの日割計算で請求致します。
- (2) 契約書第10条第1項に示す退去予告なしに契約終了した場合は、退去月および翌月の家賃と管理共益費の全額と退去月の退去日までの食材料費、水道光熱費を日割計算して請求致します。
- (3) 契約書第12条第2項に示す居室の原状回復として、居住されていた部屋の壁、天井等のクロス張替えが必要な時は、実費を請求致します。

6. 入退居の手続き

(1) 入居手続

1. まずは、お電話等でお申し込みください。個室の空き状況によりご入居いただけます。又、満室の場合は予約を受付いたします。契約の締結をもって入居となり、サービスの提供を開始します。
2. 入居にあたり、本人及び他利用者の健康を保護するため、感染症などに対する予防措置にご協力いただきますので、当事業所所定の診断書の記入をお願い致します。

(2) 退居手続

1. 契約書10条に基づき速やかに退去手続きをとって頂きます。
2. 入居契約が終了した後、当事業所に残された利用者の所持品（残置物）をご利用者自身で引き取れない場合は、代理人の方に残置物を引き取っていただきます。
3. 退去に係る費用については、ご利用者又は代理人にご負担いただきます。

7. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

(1) 当事業所

○苦情受付窓口：管理者 [TEL 03-6411-2301]

○受付時間：9：00～18：00

(2) 世田谷区の保健福祉課

○世田谷総合支所保健福祉課 TEL：03-5432-2850

○北沢総合支所保健福祉課 TEL：03-6804-8701

○玉川総合支所保健福祉課 TEL：03-3702-1894

○砧総合支所保健福祉課 TEL：03-3482-8193

○烏山総合支所保健福祉課 TEL：03-3326-6136

(3) 国保連合会

○苦情相談窓口 TEL：03-6238-0177

○受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

8. 事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 地域の中で安心して暮らしていけるように運営します。
2. その人らしい生活が送れるように支援します。
3. 認知症という病気を意識しないで自然な生活が送れることを目標とします。
4. なじみの関係になり、互いに助け合う事で日常が成り立つよう支援します。
5. プライバシーの保護と個人の尊厳を重視した支援をします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
緊急対応訓練の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	契約書第4条第2項の場合を除く
相談・苦情窓口	有	重要事項説明書第8項に記載
協力医療機関	有	いしん会

(3) 入居に当たっての留意事項

- ・面会 可
- ・外出、外泊 可 (同伴者要)
- ・飲酒 可 (健康状態、事業所の状況で飲酒できない場合があります。)

- ・喫煙 不可
- ・金銭、貴重品の管理 不可 (家族管理)
- ・薬の服薬 可 (服薬する薬の指定および分包はご家族にお願いします。また、塗布薬は、お引き受けできない場合があります。)

- ・所持品の持ち込み 可 (相談)
- ・事業所外での受診 可 (家族対応)
- ・信教の自由 可 (布教活動は不可)
- ・ペット 不可

9. 緊急時の対応方法

入居者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10. 非常災害対策

- 防火時の対応 有
- 防火設備 有 (スプリンクラー・自動火災通報装置連動・異常過熱防止コンロ)
- 防火訓練 年2回
- 避難訓練 年2回
- 通報訓練 年2回
- 防火責任者 仙北屋 博人

11. 管理体制に関する特記事項

- (1) プライバシー保護の為、事業所内には見守り用のカメラは設置していません。
- (2) 衛生管理上、飲食物を持ち込む場合は職員に声をおかけください。場合によって事業所にて管理させていただきます。
- (3) 持込み危険物とは、刃物等・ロープ・餅・タバコ・マッチ等です。
- (4) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに入居者のご家族・区市町村担

当窓口（保険者）等に連絡を行い、必要な措置を講じます

12. 櫻灯会の概要

法人名	社会福祉法人 櫻灯会
代表者氏名	理事長 櫻井 眞里
法人所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 2 3 1 - 1
電話番号	0 4 2 - 5 9 7 - 1 9 4 1
F A X 番号	0 4 2 - 5 9 7 - 1 9 4 9
当法人が行っている事業	1. 特別養護老人ホーム 2. ショートステイ 3. 居宅介護支援事業 4. 認知症対応型デイサービスセンター（予防介護含む） 5. グループホーム（予防介護含む）
設立年月日	平成 7 年 3 月 2 2 日

13. その他

この内容は予告なく変更する場合があります。

グループホーム あかりの入居にあたり、入居者に対して本書面を交付し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

<住 所> 東京都世田谷区千歳台 3 丁目 2 6 番 1 5 号

<事業者名> 社会福祉法人 櫻灯会 世田谷千歳台事業所

<説明者> 氏名

私は、本書面の交付を受け、事業者からグループホーム あかりについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)



社会福祉法人 櫻灯会
認知症対応型グループホーム あかり



櫻灯会
outokai

入居に関する契約書

様

社会福祉法人 櫻灯会

グループホーム あかり

グループホームあかり 入居契約書

様（以下、「入居者」といいます）と社会福祉法人櫻灯会世田谷千歳台事業所（以下「事業者」という）は、入居者が認知症対応型グループホームあかり（以下、「事業所」といいます）における居室及び共用施設等を使用して生活するとともに、事業者が入居者に対して行う介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設を使用させるとともに、認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症共同生活介護サービスを提供し、入居者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

2 事業所が利用者に対して実施する認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症共同生活介護サービスの内容（ケアプランの作成を含む）（以下「介護サービス計画」という）は別紙「介護サービス計画書」に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は令和 5年 12月 16日から令和 6年 11月 15日までの1年間とします。

2 契約満了日の1ヶ月前までに、入居者及び事業者から更新拒絶の文書による申し入れがない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で、要支援2並びに要介護1～要介護5と認定された場合、契約は更新されるものとします。

（認知症対応型共同生活介護サービス計画）

第3条 本事業者は、計画作成担当者に、介護サービス計画に関する次の各号に定める事項について、作成する業務を担当させます。

- 一 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、介護サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ認知対応型共同生活当該介護サービス計画の作成。
- 二 必要に応じた認知症対応型共同生活介護サービス計画の見直し、変更。
- 三 認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を入居者及び代理人、入居者の家族等（以下「入居者等」という）に対して交付して説明し、同意を得たうえで決定します。

（介護サービスの内容）

第4条 事業者は、認知症対応型共同生活介護サービス計画に沿って、入居者に対し個室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、認知症対応型共同生活介護サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

2 事業者はサービス提供にあたり、入居者または他の入居者や事業所の職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合、身体的拘束を行うことがあります。

(要介護認定の申請に係る援助)

第5条 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助します。

(サービスの提供の記録)

第6条 事業者は、介護サービスの提供に関する記録（以下「サービス実施記録」という）を作成することとし、これを本契約終了後2年間保管します。

- 2 入居者等は、午前9時から午後5時の間に当該入居者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 入居者等は、当該入居者に関するサービス実施記録の交付（複写費用は請求した入居者等の負担）を受けることができます。

(危険物の持ち込み)

第7条 他入居者に危害を加えたり、施設の設備に損害を与えたりするおそれのある物、又は誤飲、中毒のおそれのある物を持ち込む事はできません。必要品については個別相談に応じます。

(利用料金の支払い)

第8条 入居者等は、サービスの対価として、〔重要事項説明書〕に定める利用料金を月ごとに合計額を事業者が指定する方法で支払います。

- 2 事業者は、入居者等が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、入居者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、入居者等に代わって保険者より支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」という。）
- 3 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日ごろに入居者等に通知します。
- 4 利用料金の支払いは、当月の利用料金の合計額を翌月27日に入居者等の指定預金口座から自動引き落としとします。
- 5 事業者は、入居者等からの入金を確認し、領収証を発行します。

(利用料金の変更)

第9条 前条第1項に定める利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合等は、事業者は当該利用料金を変更することができることとします。

- 2 前条第1項に定める利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、入居者等に対して、事前に説明したうえで当該利用料金を相当な額に変更できることとします。
- 3 入居者等は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10条 入居者の都合で退去される場合は、退去を希望する日の1ヶ月前までにお申し出ください。

（退去予告なく施設変更された場合は1ヶ月分の利用料を申し受けます）

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。
 - 一 入居者が死亡したとき若しくは被保険者資格を喪失したとき。
 - 二 入居者が他の介護保険施設に入所した場合。

三 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1と認定された場合。

四 事業者が第11条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。

(契約解除の通告)

第11条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、入居者に対し契約解除の通告の上、1ヶ月間の予告期間を置いた上で、本契約を解除することができます。

一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき

二 入居者等がサービス利用料その他の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合。

三 入居者が病院または診療所に入院し、1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

四 入居者等が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

五 やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合。

六 入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ当施設における通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。

七 その他明らかに公共の秩序に反すると認められた場合。

2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。

一 契約解除の通告について30日の予告期間をおく

二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける。

三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。

(退去時の原状回復義務)

第12条 入居者と身元引受人等は、本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。

2 入居者は、前項の居室明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき、居室を原状回復することとします。

3 入居者並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者の費用負担で行う原状回復の内容及び方法について、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（国土交通省住宅局）の入退去時の物件状況及び原状回復確認リストに準拠した入退去時の居室状況および原状回復確認リストで協議するものとします。

(退去時の援助)

第13条 事業者は、契約が終了し入居者が退去する際には、入居者およびその家族の希望、入居者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な援助を行います。

(秘密保持)

第14条 事業者および事業者が雇用した職員は、サービス提供をする上で知り得た入居者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。この守秘義務はかつて職員であったも

のについても有効とします。

- 2 事業者は、入居者等から予め文書で同意を得ない限り、第三者に対し、入居者の個人情報の提供をしません。

(事業者損害賠償責任)

第15条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。

- 2 以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を軽減されます。
 - 一 入居者等が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 二 入居者等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 三 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 四 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。(具体的には事業者もしくはサービス従事者が適正な介護サービスを行っていたにも拘らず、入居者が指示・依頼に従わず、自らの行動が起因による転倒・転落・外傷・その他の損害については、状況確認を行い、入居者の自己責任とする)

(入居者損害賠償責任)

第16条 入居者の責めに帰すべき事由により、他入居者又は、職員・設備・物品に損害を及ぼした場合、入居者等は損害を受けた他入居者又は事業者に対し賠償します。

(連絡義務)

第17条 事業者は、入居者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

(相談・苦情対応)

第18条 事業者は、入居者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第19条 入居者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者および事業者は、入居者の住所地を管轄する東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため本通二通を作成し、利用者等、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

入居者

<住所>

<氏名>

印

(代理人)

<住所>

<氏名>

印

(連帯保証人)

<住所>

<氏名>

印

事業者

<住所> 東京都世田谷区千歳台3丁目26番15号

<事業者名> 社会福祉法人 櫻灯会

世田谷千歳台事業所

印



社会福祉法人 櫻灯会

認知症対応型グループホーム あかり